

おしらせ版

令和 2 年 7 月 1 5 日号

No. 2 7 8

あんなか

発行 安中市役所
編集 総務部秘書課
☎ 0 2 7 - 3 8 2 - 1 1 1 1
市役所ホームページ
https://www.city.annaka.lg.jp

表記を省略して表示しています。本=本庁舎 松=松井田庁舎 谷=谷津庁舎 ク=碓氷川クリーンセンター ス=スポーツセンター

新型コロナウイルス感染症が沈静化しない状況においても、災害発生または発生するおそれがある時は、危険な場所から安全な場所へ避難してください

災害時のおさえておきたい避難行動

- 避難とは「難」を「避」けること。
安全な場所にいる人は、あえて避難所に行く必要はありません。
- 自宅の安全が確認できたら、自宅で避難してください。
- 避難する場所は、学校の体育館や公民館などの指定避難所だけではありません。
安全な場所にある親戚や友人宅などに避難することを日頃から検討してください。
また、ホテルや旅館などの活用も検討してください。
- 指定避難所の対象地区については、あくまで目安として最寄りの指定避難所を対象としていますので、市内の指定避難所のどこに避難しても構いません。
- 避難する際には、マスクや消毒液、体温計、避難生活に必要なものは、できる限り各自で用意ください。
- 豪雨時の屋外の移動は車を含め危険です。
気象情報に注意して早めの避難行動をとってください。外出が危険な場合は、自宅の上階や崖から離れた部屋など、より安全な場所へ避難してください。また、やむを得ず車中泊をする場合は、浸水や土砂災害に注意するなど、周囲の状況などを十分に確認してください。
*指定避難所…地震や風水害などの災害で被災し、自宅で生活できない人が一定期間生活するための施設です。(2 ページをご覧ください)
*指定緊急避難所…災害による危険が迫っている状況で、指定避難所まで避難することに危険を伴う場合などに、緊急的・一時的に身の安全を守るための場所です。
(市ホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください)



安中市マスコットキャラクター
こうめちゃん

【問合せ】 本 危機管理課危機管理係 (☎内線 1 1 3 5)

8月の市民課休日窓口

- 【日 時】 8月2日・16日(日) (第1・3日曜日)
午前8時30分～正午
- 【場 所】 本 市民課
- 【業務内容】 ○住民票の写しの発行
○戸籍謄本・抄本の発行
○印鑑証明書の発行
○その他市民課取り扱いの各種証明書の発行
- ※毎週水曜日は、午後7時まで窓口延長しています。

- 納めてください。
- 7月31日(金)までに
- | | |
|-------------|-------|
| ☆国民年金保険料 | … 1 期 |
| ☆国民健康保険税 | … 2 期 |
| ☆介護保険料 | … 1 期 |
| ☆後期高齢者医療保険料 | … 1 期 |
- ☆固定資産税・都市計画税

安中市指定避難所一覧

安中市では、災害などにより被災者が一定期間生活する避難所を次のとおり指定しています。自分がどの避難所に避難すればよいか確認しておきましょう。また、各避難所の対象地域に該当していなくても避難できます。

| 避難所名 | 所在地 | 電話番号 | 対象地区 |
|--------------------------|----------------|----------|------------------------------------|
| 安中小学校体育館 | 安中 3-10-43 | 381-0215 | 安中3～4区のうち、碓氷川より北側の区域 |
| 第一中学校体育館※ | 安中 5-8-1 | 381-0459 | 安中2-2区 |
| 安中公民館※ | 安中 3799 | 382-7641 | 安中3～5区のうち、碓氷川より南側の区域 |
| 文化センター | 安中 3-9-63 | 381-0586 | 安中6区・8区 |
| 安中市光陽館 | 安中 4-8-32 | 382-5898 | 安中2区 |
| 安中体育館 | 安中 2-13-7 | 382-5299 | 安中4区・5区・9区 |
| 米山体育館 | 安中 1717-1 | 381-1990 | 安中8区・9区・10区・12区 |
| 安中総合学園高等学校体育館 | 安中 1-2-8 | 381-0227 | 安中5区・7区・10区・11区、原市1区・2区 |
| 原市小学校体育館 | 原市 1-10-23 | 385-8258 | 原市2区・3甲区・3乙区 |
| 旧郷原分校 | 郷原 2374-1 | 385-8210 | 原市7区 |
| 第二中学校体育館 | 原市 2245-2 | 385-7857 | 原市5区・8区 |
| 原市保育園 | 築瀬 25-1 | 385-5233 | 原市9区 |
| 原市公民館 | 原市 1441-16 | 385-4832 | 原市4区・9区 |
| 原市体育館 | 原市 1362-2 | 385-4083 | 原市3甲区・4区・6区・9区 |
| 磯部温泉会館 | 磯部 1-12-21 | 385-6555 | 磯部1区・2区 |
| 磯部公民館 | 磯部 4-13-23 | 385-4834 | 磯部2区・3区 |
| 磯部小学校体育館 | 磯部 4-12-8 | 385-5965 | 磯部3～5区 |
| 東横野公民館 | 鷺宮 3145 | 382-4974 | 東横野1～3区 |
| 東横野小学校体育館 | 鷺宮 3139-2 | 382-5773 | 東横野3～6区 |
| 学習の森 | 上間仁田 951 | 382-7622 | 東横野5区・6区 |
| 碓東小学校体育館※ | 岩井 62 | 382-4325 | 安中1区、岩野谷1区・2区 |
| 岩野谷公民館 | 岩井甲 617 | 382-4968 | 岩野谷3～7区 |
| 板鼻公民館※ | 板鼻 1-6-20 | 382-4967 | 板鼻地区の概ね旧国道18号より南側の区域 |
| いきいき長寿センター (老人福祉センター) | 板鼻 2086-1 | 382-2929 | 板鼻地区の概ね旧国道18号より北側の区域 |
| 秋間小学校体育館 | 東上秋間 1831 | 381-0494 | 秋間1区・2区・みのりが丘区 |
| 秋間公民館 | 中秋間 1801-1 | 382-4969 | 秋間3～5区 |
| 後閑小学校体育館 | 下後閑 1999-1 | 385-8178 | 後閑1区・2区 |
| 後閑公民館 | 中後閑 1441-5 | 385-4835 | 後閑3～5区 |
| 上後閑体育館 | 上後閑 1542-4 | 385-3388 | 後閑5区 |
| 松井田東中学校体育館 | 松井田町新堀 236-16 | 393-1122 | 上本町区・本町区・新堀中宿区・新町区 |
| 松井田文化会館 | 松井田町新堀 530 | 393-4400 | 上本町区・本町区・新堀中宿区・源ヶ原区 |
| 松井田小学校体育館 | 松井田町松井田 953 | 393-1521 | 森崎区・上町区・仲町区・北横町区・紺屋町区 |
| 松井田高等学校体育館 | 松井田町松井田 803-1 | 393-1525 | 下町区・新区・南横町区・琵琶ノ窪区 |
| 白井小学校体育館 | 松井田町五料 2196 | 395-2050 | 五料西区・五料中区・五料東区 |
| 碓氷峠鉄道文化むら | 松井田町横川 407-16 | 380-4163 | 横川西区・横川東区 |
| 坂本体育館 | 松井田町坂本 1323 | — | 坂本1区・2区・原区 |
| 入牧生きがいセンター | 松井田町入山 321-1 | — | 入牧1区・2区 |
| 西横野小学校体育館 | 松井田町二軒在家 887 | 393-1127 | 上人見区・法正寺区・塚原区・大王寺区・高野谷戸区・二軒在家区・別所区 |
| 松井田南中学校体育館 | 松井田町八城甲 481 | 393-1320 | 烏留北区・烏留南区・八城東区・八城西区・行田区 |
| まついだ保育園 | 松井田町八城 194-1 | 393-3892 | 八城西区・行田区 |
| 九十九小学校体育館 | 松井田町下増田 446 | 393-1123 | 下増田区・国衙百石区 |
| 九十九地区生涯学習センター | 松井田町国衙 115-1 | 393-4236 | 高梨子区・国衙百石区 |
| 小日向ふれあいセンター | 松井田町小日向 777 | — | 小日向区 |
| 細野ふるさとセンター | 松井田町土塩 533-1 | 393-1311 | 土塩西区・土塩東区 |
| 細野小学校体育館 | 松井田町新井 365 | 393-1322 | 新井区 |
| 松井田北中学校体育館 | 松井田町上増田 3602-1 | 393-1520 | 上増田東区・上増田西区 |

※印の避難所は水害時には使用せず、それぞれ代替避難所を目安として避難してください。

- ・第一中学校体育館→文化センター、光陽館
- ・安中公民館→文化センター、安中総合学園高等学校体育館、安中小学校体育館
- ・碓東小学校体育館→岩野谷公民館、光陽館、安中小学校、文化センター
- ・板鼻公民館→いきいき長寿センター（老人福祉センター）

【問合せ】 ☎ 危機管理課危機管理係（☎内線1135）

**防災行政無線などを用いた全国一斉の情報伝達試験を
8月5日(水)午前11時ごろに実施します**

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた試験で、安中市を含む全国の地域でさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。ただし、災害などが発生した場合または発生する恐れがある場合には試験を中止します。

(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

安中市が行う情報伝達試験の内容は以下のとおりです。

| 情報伝達手段 | 内 容 |
|-----------|--|
| 防災行政無線 | 市内に設置した防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 1. チャイム音 2. 「これは、Jアラートのテストです。」 × 3回 3. 「こちらは、ぼうさいあんなかです。」 × 1回 4. チャイム音 |
| メール配信サービス | 安中市メール配信サービスに登録している人で、防災情報の「安中市全域」または「Jアラート」を選択している人へ試験メールが配信されます。 |

なお、本試験はおしらせ版あんなか No.275 (令和2年5月15日号) に掲載した令和2年度情報伝達試験の実施予定に掲載しておりませんが、緊急時における住民への情報伝達に万全を期すため、追加実施されるものです。(第1回: 5月20日(水)実施済み)

○第2回: 8月5日(水)(追加)、第3回: 10月7日(水)、第4回: 令和3年2月17日(水)

【問合せ】 ☎ 危機管理課危機管理係(☎内線1135)

風しんの抗体検査・予防接種を受けましょう

○風しん追加的対策(抗体検査・第5期予防接種)について

対象者: 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

風しんからご自身と周りの人たちを守るためにも、クーポン券をまだ利用していない人はまず抗体検査を受けていただき、検査の結果十分な抗体がないと診断された人は定期予防接種を受けましょう。また、皆さんの周りに対象の男性がいましたら、ぜひお声かけをお願いします。

なお、昨年度のクーポン券未利用の人を対象に、有効期限を変更した新しいクーポン券(有効期限令和4年3月まで)を今年3月末に発送しましたので新しいクーポン券を利用してください。また、昨年度のクーポン券がお手元にある場合は、お手数ですが破棄をお願いします。

昨年度のクーポン券発行者数: 6,566人

【令和2年4月までの実施状況】

- ・風しん抗体検査実施者数 1,684人
うち 十分な抗体がなかった人(定期予防接種の対象)・・・512人
抗体があった人(定期予防接種の非対象)・・・1,172人
- ・風しん第5期定期接種(麻しん風しん混合ワクチン)接種者数 445人



安中市マスコット
キャラクター
こうめちゃん

【問合せ】 ☎ 健康づくり課予防係(☎内線1172)



新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

安中市国民健康保険に加入している人のうち、被用者の人（＝雇い主から給与などの支払いを受けている人）で、新型コロナウイルス感染症に感染した人または発熱などの症状があり感染が疑われた人が、その療養のために仕事を休み、その間の給与などが支払われないときに傷病手当金が支給されます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【支給対象者】
次の3つの条件をすべて満たす人

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱の症状があり感染が疑われる人が、療養のため労務に服することができないこと
- ② 3日間連続して休み、4日目以降も休んでいること
- ③ 休んだ期間に対する給与などの全部または一部の支払いがないこと

【適用期間】
令和2年1月1日から9月30日の間

療養のために労務に服することができない期間（ただし、入院が継続するときは最長で1年6カ月まで）。

【問合せ】 本 国保年金課国保係（☎内線1113） 松 住民福祉課税務係（☎内線2121）

小型充電式電池・ボタン電池はごみステーションに出さないでください

家庭ごみに混入したリチウムイオン電池が原因と考えられるごみ処理施設での発火事故が多発しています。

小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型制御弁式鉛蓄電池）およびボタン電池はごみステーションには出さずに、回収協力店までお持ち込みください。

【回収協力店】

- 小型充電式電池・ボタン電池
 - ・ ㈱ヤマダ電機テックランド安中店
 - ・ ㈱セキチュー安中店
 - ・ コメリハード&グリーン松井田店
 - ボタン電池のみ
 - ・ ㈱多胡電化
 - ・ 眼鏡市場安中店
- 【問合せ】** ク 環境政策課廃棄物対策係（☎内線1881）

母子・父子家庭福祉医療費受給資格者証の更新について

母子・父子家庭の福祉医療費受給資格者証（以下、受給者証）は、7月31日が有効期限です。新しい受給者証の交付には、更新手続きが必要です。

【日時】 7月21日（火）～31日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

※22・29日（水）のみ午後7時30分まで

【場所】

旧安中市内にお住まいの人： 本 国保年金課
旧松井田町内にお住まいの人： 松 住民福祉課

【持参するもの】

- ① 対象者全員分の被保険者証（保険証）
- ② はんこ（朱肉を使用するもの）
- ③ 現在使用中の受給者証（ピンク色のカード）
- ④ 案内通知
- ⑤ 福祉医療費受給資格者証交付申請書兼台帳
- ⑥ 現況確認・扶養確認届
- ⑦ 令和2年度の所得課税証明書（控除額などが記載されているもの）
- ※④⑤⑥は7月中旬以降に対象者あてに送付します。

8月の行政相談

| 日 | 時 | 場 所 |
|--------|-------------|---------|
| 3日(月) | 午後1時30分～4時 | 松 第5会議室 |
| 6日(木) | 午前9時～11時30分 | 本 第2相談室 |
| 20日(木) | 午前9時～11時30分 | 本 第2相談室 |

8月の無料法律相談

| 日 | 時 | 場 所 |
|--------|---------|---------|
| 7日(金) | 午後1時～4時 | 本 第1相談室 |
| 21日(金) | 午後1時～4時 | 本 第1相談室 |

※予約の必要はありません。直接会場へお越しください。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用と手指消毒にご協力をお願いします。

※要予約（予約状況によっては翌月以降になることがあります。）
※相談回数は、相談者1人につき、当該年度2回まで（同じ相談内容についての複数回の利用はできません）

【予約・問合せ】 本 市民生活課相談支援人権係（☎内線1207）

※⑤⑥はあらかじめ記入してきてください。

※⑦は令和2年1月2日以降に本市へ転入した人のみ必要です。令和2年1月1日に住民票を置いていた市区町村へ申請してください。なお、必要な人は案内通知に、⑦が必要であることのお知らせが添付してあります。

※平成31年(令和元年)中の所得や申告状況、受給資格の確認をしてから受給者証を交付しますので、手続きには時間がかかります。あらかじめご承知おきください。

【問合せ】**国** 国保年金課 医療年金係
(☎内線1112) **松** 住民福祉課 税務係
(☎内線2160)

介護保険からのお知らせ
社会福祉法人などによる利用者負担額軽減制度について

市では市民税非課税世帯で、次の①～⑤すべての条件を満たす人のうち、収入や世帯の状況、利用者負担などを総合的に考慮し、生計が困難と市が認められた人について利用者負担額の軽減を行っています。

①年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下

②預貯金などが単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下

③居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない

④利用料などの負担能力のある親族などに扶養されていない

⑤介護保険料を滞納していない
この軽減の対象サービスは、社会福祉法人(利用者負担の軽減を実施している法人)が行っている次のサービスです。

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(2) 通所介護(デイサービス)・第1号通所事業

(3) 短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)

(4) 訪問介護(ホームヘルプサービス)・第1号訪問事業

介護費(介護サービス費の自己負担分)、食費、居住費について利用者負担分の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)が軽減されます。

【申請期間】 随時

【申込み・問合せ】**国** 介護高齢課 介護係
(☎内線1187) **松** 住民福祉課 健康介護係
(☎内線2152)

介護保険からのお知らせ
介護保険負担限度額認定申請について

食費・居住費の負担限度額認定はおり済みです。

介護保険では、所得が少なく、資産も基準額以下の人に対して、対象となるサービスの食費・居住費の自己負担額を軽減する負担限度額認定の制度があります。この制度は申請により、毎年8月から認定、更新が行われます。住民税課状況および前年の対象サービスの利用状況から、申請が必要と思われる人に対して6月中に通知を送っています。

対象となるサービス(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所生活介護(ショートステイ))を利用して

いる人で、①本人の世帯が住民税非課税②配偶者(別世帯配偶者を含む)が住民税非課税③預貯金、有価証券、タンス預金などの資産が本人のみで1千万円以下、配偶者がいる場合は2人合わせて2千万円以下であること

申請書が届き①②③すべてに該当する人は、申請し認定を受けることで、自己負担額が軽減されます。申請書が届かなかった人で、対象

サービスを利用し①②③すべてに該当する人は、**国** 介護高齢課 **松** 住民福祉課へお問い合わせください。

※デイサービスや有料老人ホーム、グループホームは対象サービスではありません。

【申込み・問合せ】**国** 介護高齢課 介護係
(☎内線1187) **松** 住民福祉課 健康介護係
(☎内線2152)

下水道排水設備工事責任
技術者資格認定共通試験

【日時】 10月11日(日) 午前10時～正午

【会場】 高崎経済大学

【受験料】 8,500円

【申込書配布期間】 8月3日(月)～31日(月)(土日祝日は除く)

【申込書配布場所】 **谷** 下水道課維持係

【申込方法】 申込書一式を「東京都下水道サービス株式会社」へ郵送(指定の封筒)してください。

【申込期限】 8月31日(月)(当日消印有効)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。最新の情報は、群馬県下水道協会ホームページにてご確認ください。

【問合せ】 **谷** 下水道課維持係
(☎内線3132)

スズメバチ営巣の
駆除を補助します

安中市環境保健自治団体連合会では、スズメバチの営巣の駆除に、予算の範囲内（300件分）で一部補助することにより、委託業者にて巣1個につき自己負担金5,000円で駆除します。ただし、営巣の場所などにより別途料金が必要となる場合があります。また、スズメバチ以外の蜂については、全て自己負担での駆除となります。ご利用の際は駆除前に問合せ先までご連絡ください。

【対象】市内にできたスズメバチの営巣で、居住する専用住宅・併用住宅およびその敷地内

【対象外】

- ①専ら事業の用に使用されている建物およびその敷地内（店舗や工場、貸家・アパートなど）
- ②農地・山林など
- ③天井裏や床下などで、駆除作業が困難な場合。構造物を壊さなければ駆除できない場合（ご相談には応じません）
- ④委託業者が所持する用具で駆除できない場合
- ⑤スズメバチ以外の蜂の巣駆除

⑥委託業者でない業者に依頼し駆除した場合

【その他】

- ①営巣場所がわかるものに限ります。蜂が飛んでいるだけでは対応できません。
- ②営巣の蜂の種類調査に伺うことは可能です（調査のみの場合には個人負担金は発生しません）。
- ③通学路・空き家・空き地などで危険な場合に、区・自治会などで5,000円を負担できる時は駆除できます（案内者が必要です。空き家・空き地は所有者の立ち入り許可も必要です）。
- ④あくまでも営巣の駆除であり、スズメバチを一網打尽にするものではありません。このため、再び巣ができた場合は、改めて営巣1個の駆除になります。

【問合せ】ク 環境政策課環境推進係
（☎内線1882・1883） 松 総務管理課管理係（☎内線2114）



安中市松井田商工会青年部主催
「松井田七夕まつり」
開催中止について

例年7月に開催している「松井田七夕まつり」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず中止とさせていただきます。

開催を楽しみにして下さった皆さんには大変申し訳ありませんが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

【問合せ】安中市松井田商工会（☎393・1411）

外国人材の採用・雇用に不安や課題を抱えている県内事業者のみなさんへ

外国人材受入れ相談会の開催

県では、外国人材の採用・雇用に不安や課題を抱えている県内事業者の皆さんを対象に、専門家の視点から助言などを行う相談会を8月27日（木）、9月15日（火）に開催します。詳しくは群馬県ホームページをご覧ください。
（http://www.pref.gunma.jp/03/cill_00067.html）



【問合せ】群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課（☎027・226・3396）

男女共同参画の
標語を募集します

【男女共同参画って?】

「男女共同参画」は、「男だから」「女だから」と役割を決めつけないで、お互いに人権を尊重しながら、個性や能力を十分に発揮することです。

職場や学校、家庭、地域生活などのさまざまな分野で、責任を持ちながら、誰もが自分らしく輝ける社会について一緒に考えてみませんか。

皆さんのご応募お待ちしております。

【テーマ】家庭、地域、学校、職場などにおける男女共同参画に関する標語

【対象】市内に在住、在学または在勤の人

○小学生の部（家族で考えた作品を応募できます）

○中学生の部

○一般の部（高校生以上）

【応募方法】

○応募用紙に必要事項を記入のうえ、

FAX、郵便、Eメール、または窓口
に持参して提出してください。
○応募者本人の自作で未発表のものに
限ります。

○応募は1人3点までとし、1点ごと
に応募用紙を提出してください。た
だし、入賞は1人1点とさせていただきます。

【応募期間】8月3日(月)～31日(月)
必着

【主催】安中市・安中市男女共同参画
推進委員会

【審査】安中市男女共同参画推進委員
会で審査します。

【表彰】

○各部門につき、最優秀賞1点(賞状、
副賞「図書カード5,000円分」、
優秀賞4点(賞状、副賞「図書カード
1,000円分」)

○応募者全員に参加賞を進呈します。

○表彰式は【本】で行います。

○入賞作品は、市広報やホームページ
に掲載するなど、男女共同参画の啓発
活動などに幅広く活用します。

※詳しくは、市ホームページまたは募
集チラシをご覧ください。

※募集チラシ(応募用紙)は、市ホー
ムページからダウンロードできるほ
か、【本】、【松】、地区公民館などにあり
ます。

【応募・問合せ】【本】市民生活課市民協
働係(☎内線1139)

〒379-0192(個別郵便番号の
ため住所の記入は必要ありません)

FAX:027-381-7020
Eメール: seikatsu@city.annaka.jp

妙義山眺望50選の眺望
スポットを募集しています

市は景観行政団体として景観まちづ
くりに取り組んでおり、その一環とし
て妙義山眺望50選の眺望スポットを募
集しています。今までもたくさん
ご応募をいただきましたが、今回の募
集が最終となります。たくさんのご
募をお待ちしております。

また、これまでに応募のあった写真
や眺望スポットについては、市ホーム
ページ『景観まちづくり』内で紹介し
ておりますので、ぜひご覧ください。
【募集内容】安中市内から撮影した妙
義山の風景写真(山の稜線がどこかに
必ず写っているもの)

○今までに撮りためていた写真でも
応募可能ですが、撮影時期が古く、現在
の様子とかけ離れてしまっているもの
は不可。
○コンテストではありませんので写真

の技術などは問いませんが、眺望ス
ポットが重複した場合などは、庁内検
討委員会にて選ばせていただくことが
ありますのでご了承ください。

【応募資格】

○不問(市内外を問わず、どなたでも)
○一人何点でも応募可

【応募期間】第3回締切 9月30日(水)
(当日消印有効)

【応募方法】

○郵送、持参:応募用紙に必要事項を
記入のうえ、L版程度にプリントした
写真

○メール:応募用紙に必要事項を入力
のうえ、画像データ(PDF形式)と
一緒にメールに添付(応募用紙と画像
に同じタイトルをつけてください)。
7MB超えるデータについては、何枚
かに分けてお送りください。

※応募用紙は【本】都市整備課【松】土木
課のほか、市ホームページからダウン
ロードできます。

景観まちづくりに対して、皆さんか
らの率直なご意見をお寄せください

【問合せ】【本】都市整備課計画係(☎内
線1212・☎379-0192 安
中市安中1-23-13・メール:toshin@
city.annaka.jp)

小中学校支援員・助手(会計年
度任用職員)を募集しています

【募集職種】

①生徒指導推進支援員(時給952円)

②特別支援学級助手(時給898円)

【勤務日数】①月16日②月17日

【勤務時間】①②共通

月:午前8時30分～午後2時30分

火:金:午前8時30分～午後3時30分

【仕事内容】通常学級・特別支援学級
児童生徒の個別支援・担任補助
※教員免許所有者または学校勤務経験
のある人を希望します。

【就業場所】安中市内公立小中学校
【その他】雇用保険加入・学期ごとの
更新

【応募方法】履歴書(市販のもの)を
【松】教育委員会事務局学校教育課まで
郵送または持参してください。

【選考方法】面接(日時・場所は、直
接連絡します)

【申込み・問合せ】【松】教育委員会事務
局学校教育課(☎393-7076)





集団検診における新型コロナウイルス感染症対策のお願い

8月から集団検診が始まります。感染防止のため、検診会場にお越しいただく前に「自宅」で検温をしていただき、左記のような症状が見られる場合には、受診をお控えいただきますようお願いいたします。

- 発熱や咳などの風邪症状
- 息苦しさ、強いだるさ

なお、ご来場の際は、必ずマスクの着用をお願いします。会場では人との距離を保つようお願いいたします。

また、密集を避けるため会場内や検診車への入室人数を区切って案内させていただきます。入場または会場内において、待ち時間が長くなる可能性があります。

今後の新型コロナウイルスの状況によっては中止する場合があります。ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

集団検診の大腸がん検診容器配布が始まります

5月下旬に対象者全員に「各種検診受診シール」を郵送しましたので、集団検診・個別検診を受診の際は、必ずお持ちください。

受診時にシールがお手元にならない場合は、検診が受けられませんのでご注意ください。

今回は、7月下旬から始まる集団検診の『大腸がん検診容器配布』の日程を掲載します。

集団検診の大腸がん検診をご希望の場合は、まず集団検診用の大腸容器を受け取る必要があります。下記の日程表で指定された日に「受診シール」を持参し、容器を取りにお越しください。その後、提出日に、検体と受診票をお持ちください。

個別検診を受診される人は、5月中に郵送した受診シールの同封案内をご覧ください。

【対象者】 40歳以上の人

【自己負担金】 510円（70歳以上は無料）

・お釣りのないようにご協力ください。

【受診の流れ】

①採便容器の受け取り

集団検診の場合は、下表のとおり容器配布を行います。受診シールを必ずお持ちください。

②便の採取

提出日によって採便できる期間が決まっていますので、3日間のうち2日分の便を採取して容器に入れてください。（1日1本）

③検体の提出

検体の入った容器、問診内容を記入した受診票（容器と一緒に配布）を提出してください。提出日は受診シールと同封された検診日程表でご確認ください。

【注意事項】

- ・受診シールを持参すれば、代理の人でも容器をお渡しできます。
- ・個別検診（医療機関での検診）をご希望の人は、採便容器を医療機関で受け取り、採便後はその医療機関へ検体を提出してください。

※集団検診でお渡しする容器は、個別検診では使用できません。

・市の間ドックを受ける人は同様の検査を実施するため、受診の必要はありません。

大腸がん検診採便容器配布日程表

| 日程 | 時間 | 会場 |
|----------|-----------------|----------------------|
| 7月27日（月） | 午前9時～10時 | 岩野谷公民館 |
| | 午前10時30分～11時30分 | いきいき長寿センター（老人福祉センター） |
| | 午後1時30分～2時30分 | 安中市保健センター |
| | 午前9時～10時 | 松井田保健センター |
| | 午前10時30分～11時30分 | 原市公民館 |
| | 午後1時30分～2時30分 | 東横野公民館 |
| 7月28日（火） | 午前9時～9時30分 | 細野ふるさとセンター |
| | 午前10時～10時30分 | 九十九地区生涯学習センター（創作館） |
| | 午前11時～11時30分 | 後閑公民館 |
| | 午後1時30分～2時30分 | 西横野定住センター |
| | 午後3時～4時 | 磯部公民館 |
| | 午前9時～9時30分 | 入牧生きがいセンター |
| 7月29日（水） | 午前10時～10時30分 | 碓氷峠くつろぎの郷（屋内交流広場） |
| | 午前11時～11時30分 | 白井小学校 |
| | 午後1時30分～2時30分 | 秋間公民館 |
| 7月30日（木） | 午後1時30分～2時30分 | 本健康づくり課窓口 |

【問合せ】本健康づくり課予防係（☎内線1172）

7月27日（月）～10月29日（木）
午前8時30分～午後5時15分まで（土・日・祝日は除く）



女性ゴルフ教室開催

次のとおり女性ゴルフ教室を開催します。ふるってご参加ください。

【日程】8月17・24・31日、9月7・14・28日、10月5日(祝日を除く毎週月曜日)計7回

【時間】

○前半：午後6時50分～7時50分

○後半：午後8時～9時

【会場】安中ジャンボゴルフセンター

【定員】18人(前・後半各9人の予定)

【参加資格】市内在住、在勤、在学の18歳以上の女性でゴルフ初心者・初級者

【締切】7月31日(金)午後5時まで

【抽選会】8月5日(水)午後7時から

☒ 会議室で行いますので、申込者は必ず出席してください(定員を超えた場合、過去3年間に受講した人は受講できません)。

【参加料】1,000円(保険料含む)

【申込み・問合せ】☒ スポーツ課スポーツ振興係(☎382-2500)

こころの健康相談

「こころの健康相談」(予約制)を実施します。

心に悩みや不安のある人、お酒の問題でお悩みの人、認知症などについて心配のある人および家族の相談に応じます。費用は無料です。



【日時】7月28日(火)
8月25日(火)
午後1時～5時

【場所】安中保健福祉事務所
(安中市高別当336-8)

【予約先】安中保健福祉事務所
(☎381-0345)

8月古紙・古着等行政回収収集日程表

| 収集日 | 収集地区名 |
|--------|---|
| 5日(水) | 安中1区(JR安中駅より西側)・安中2区(並木団地・遠丸団地・下高別当地区を除く)・九十九地区・細野地区 |
| 12日(水) | 安中1区(JR安中駅より東側)・遠丸団地・下高別当地区・岩野谷地区・板鼻地区・新堀地区(源ヶ原地区を除く)・松井田地区・白井地区・坂本地区 |
| 19日(水) | 安中12区・原市地区・並木団地・秋間地区・後閑地区 |
| 26日(水) | 磯部地区・東横野地区・西横野地区・源ヶ原地区 |

※古紙は雨天でも回収します。

※古着・古布は、新型コロナウイルス感染拡大の影響でリサイクルが困難な状況にあるため、当面の間は出すのを控え、できる限りご家庭にて保管してください。

※収集日当日(朝8時まで)にお住まいの地域の決められたごみステーションに出してください。(前日などには出さない。)

※出し方などの詳細は、「家庭ごみ収集日程表」または市ホームページをご覧ください。

【問合せ】☒ 環境政策課廃棄物対策係(☎内線1881)

放射線量の測定について

◎サーベイメーターによる空間放射線量の測定について

市では、市役所本庁を始め、松井田庁舎、小中学校などで放射線量の測定を行っています。本庁と松井田庁舎以外の測定結果については、市ホームページをご覧ください。

【測定高】地表より100cm (単位 マイクロシーベルト / 1時間)

| 測定月日 | 測定地 | 安中市役所本庁 | 松井田庁舎 |
|----------|-----|---------|-------|
| 6月16日(火) | | 0.045 | 0.057 |

(国の定める除染基準は0.230マイクロシーベルト / 1時間です)

◎水道水の放射性物質の測定について

市では水道水の定期検査を実施しています。市内の原水から放射性物質は検出されませんでした。安中市の水道水は安全が確保されており、安心してご使用いただけます。

【問合せ】空間放射線量に関すること…☒ 環境政策課環境推進係(☎内線1882)

☒ 総務管理課管理係(☎内線2114)

上水道に関すること…☒ 上水道工務課(☎内線3121)

8月の健康ガイド

【問合せ】**本**健康づくり課保健指導係
(☎内線1174)

松住民福祉課健康介護係
(☎内線2151)

◆乳幼児健診◆

| | 市内全地区対象 | | | | 持ち物 |
|----------------|--|-----------|--|-----------------|---|
| | とき | 該当児 | 受付 | 会場 | |
| 4か月児健診 | 25日(火) | 令和2年4月生 | 午後1時～2時 | 安中市保健センター | 母子手帳、バスタオル、4か月児健康診査票、健康チェック票、子育て支援ノート 健やか親子21 アンケート |
| 8か月児健診 | 18日(火) | 令和元年10月生 | 午後1時～2時 | 安中市保健センター | 母子手帳、バスタオル、8か月児健康診査票、健康チェック票、子育て支援ノート |
| 1歳児 すくすく相談 | 28日(金) | 令和元年7月生 | 午後1時～2時 | 安中市保健センター | 母子手帳、バスタオル、1歳児すくすく相談票、健康チェック票、子育て支援ノート |
| 1歳6か月児 健診 | 5日(水) | 平成31年1月生 | 午後1時～2時 | 安中市保健センター | 母子手帳、バスタオル、1歳6か月児健康診査票、健康チェック票、子育て支援ノート 健やか親子21 アンケート |
| 2歳児 歯科健診 | 26日(水) | 平成30年6月生 | 午後1時～2時 | 安中市保健センター | 母子手帳、バスタオル、2歳児歯科健康診査票、健康チェック票、子育て支援ノート |
| 2歳6か月児 歯科健診 | 27日(木) | 平成29年12月生 | 午後1時～2時 | 安中市保健センター | 母子手帳、バスタオル、2歳6か月児歯科健康診査票、健康チェック票、子育て支援ノート |
| | 安中市保健センター 【受付】午後1時～2時 【地区】安中・原市・磯部・東横野 岩野谷・板鼻・秋間・後閑 | | 松井田保健センター 【受付】午後1時15分～1時45分 【地区】松井田・臼井・坂本・ 西横野・九十九・細野 | | 持ち物 |
| | とき | 該当児 | とき | 該当児 | |
| 3歳児 健診 | 6日(木) | 平成29年6月生 | 11日(火) | 平成29年5月生 6月生 | 母子手帳、バスタオル、3歳児健康診査票、当日尿健康チェック票、子育て支援ノート 健やか親子21 アンケート |

※今後の新型コロナウイルスをめぐる状況の変化によっては、日程を変更する場合があります。その際は個別通知でご案内します。

※7月から幼児健診・1歳児すくすく相談でのフッ素塗布を再開しています。

※お子様やご家族（保護者やごきょうだいなど）で2週間以内に37.5度以上の熱や咳・鼻水・下痢などの症状がある場合、水ぼうそうやおたふくなどの感染が疑われる場合は健診を受診することができません。

※該当する日程・会場以外で受診される場合は、事前にご連絡ください。

8月の休日当番医

| 8月 | | 内 科 | | 外 科 | |
|-----|-----|--------|-----------|--------|-----------|
| 2日 | 日 | 松井田病院 | ☎393-1301 | 松井田病院 | ☎393-1301 |
| 9日 | 日 | 須藤病院 | ☎382-3131 | 須藤病院 | ☎382-3131 |
| 10日 | 月・祝 | 公立碓氷病院 | ☎385-8221 | 公立碓氷病院 | ☎385-8221 |
| 16日 | 日 | 本多病院 | ☎382-1255 | 正田病院 | ☎382-1123 |
| 23日 | 日 | 公立碓氷病院 | ☎385-8221 | 公立碓氷病院 | ☎385-8221 |
| 30日 | 日 | アミヤ医院 | ☎385-1511 | 須藤病院 | ☎382-3131 |

※公立碓氷病院、須藤病院、正田病院、松井田病院以外の内科の当番医は、診療時間が午前9時から午後6時までです。午後6時以降は、外科の当番医で受診してください。